

【大山 礼子 駒澤大学法学部教授】

皆さんこんにちは。ご紹介にあずかりました駒澤大学の大山です。私は議会制度を中心に政治制度の研究をしておりますので、こういうところでお話する機会を得られて大変嬉しく存じます。

さて、早速ですが、今日の論題は「地方議会に未来はあるか？」ということになっています。もちろん未来がなくては困るわけで、当然、未来はありますが、その未来が明るいかどうかというのは非常に問題になるところだと思います。

まずは、今、地方議会の未来について考えたとき、2つの暗雲が立ち込めているのではないかと思います。1つは議会不信、もう1つはなり手不足。後者は特に町村議会を中心に言われておりますけれども、後で申し上げますが、実はそれだけではなく、他の議会にも共通する問題だと思います。

議会不信の方は、住民代表機関なのに、住民から、もう要らないのではないかと、そういう極端なことを言われたりする。要らないとまでは言わなくても、定数を削減しなさいとか、議員報酬なんて引き下げたらいいですとか、政務活動費は要らないのではないかとか、こういうちょっとマイナス思考の意見が出ています。これは皆様方も感じておられることかと思えます。こういう議会不信はどこから出てくるのか。

それから、なり手不足についても、色々な原因があると思いますが、これは実は、議会不信が募ると、なり手不足に拍車がかかる。そして、なり手が不足すると、ますます議会不信になると、こういう悪循環があるのではないかと考えております。なり手不足になりますと、議員定数を削減して何とかしようということになります。そうではなくても市町村合併の結果、随分地方議員の数は減っております。そうすると、地方議員は、住民にとって身近な存在ではなくなってきているわけです。それがますます議会不信に拍車をかける。議会不信が進むと、議会なんて関係ないからと投票にも行かない、立候補もしない、こういうことになりますので、ますますなり手不足になる。こういう悪循環になっているように思われますので、そこをなんとかしていくことが地方議会の未来を拓いていくことになると思います。

本当は議会の役割は、ますます重要になっているわけで、先ほど安田次官のご挨拶にもありましたが、人口減少社会が到来しているとか、グローバル化によって地域の地場産業が駄目になって地域社会が疲弊しているとか、各地域がかなり厳しい状況にあることは確かですが、そうした中であって、議会が多様な民意を反映して、合意を形成して、政策を作っていく、地域に根ざした政策を立案していく、こういう議会の役割が本当はますます重要になっているはずなんです。こうしたことは、首長さん1人でできることではありません。1人が多様な民意を反映できるわけでもないですし、多様な意見を1人でまとめられるわけでもありませんので、これはまさに議会の役割のほうです。そうすると、議会というのは、これからますます重要になってくる。それなのにどうして信頼されないのかということなんです。

ここで今、日本にどんな危機が迫っているかということをおさらいしておきたいと思います。これは総務省のホームページに掲載されている資料を抜粋したもので、ご興味があれば探していただければと思いますが、人口減少や少子高齢化が進行すると、農山村地域の自治体は消滅の危機を迎えるのではないかと。一方、長時間労働はなかなか改善されず、労働生産性は低いままで、先進国最低水準です。そして、インフラが老朽化している、公教育が破綻している、こういう状況を迎える危険があるわけです。今の若い人は日本の未来が明るいとは全然思っていないです。無理もないところもあります。でもそれは我々の責任で何とかしなければならないことだと思います。

私は、政策の失敗がこういう結果を招いていると思います。実は、今日のご紹介には出ていませんが、先週、私の新しい本が出ました。その帯に、「日本の困難は人災である」と書いていますが、本当に人災だと思っています。しかし、それを誰のせいだと言って責めてもしょうがないわけで、何とかここでそれを食い止めるとか、対応策を考えるという、そういう状況にあると思います。

簡単に見ていただくと、山間地域には、だんだん人が住まなくなっています。これは岡山県の例ですけれども、ブルーのところは、今は人が住んでいるけれども、今後は人が住まなくなる、スポンジ化と言われるような状況が進行します。そして労働力不足も進んでくる。高齢者、女性、若者の労働参加が進まないから労働力不足が顕著に、と書いてありますが、こういう高齢者や女性の労働参加を進める手立てを講じているかということ、疑問です。最近、急に、外国人の受入れが話題になっていますが、外国人も人間ですので、労働環境が整備されて報われるという保証がなければ来てくれないでしょう。特にこちらが来てほしいと思う人材は来てくれないでしょうから、なかなか深刻な問題だと思います。

それから、インフラや公共施設の老朽化についても大変な問題でして、これを見ていただくと、平成44年には、道路橋の65%、トンネルの47%、水門などの62%、こうしたものが建設後50年以上経過ということになります。こうしたものを更新していく、修理していく、あるいは、もうこれは要らないとなったら、建て替えをやめて畳んでいくということが必要になっていきます。そして、これから将来に向けて新しい、それこそ若者が夢を持てるような新しい分野の産業をどんどん興していきたいところですが、日本は外国に比べると、産業の新陳代謝が低調です。上は開業率、下は廃業率ですが、要するに、新しい企業も生まれませんし、旧来型のそろそろ退場してもらってもよいのではないかとと思われるような企業も廃業しない、ということになります。これではとても日本社会は成り立っていきません。

さて、こういう状況にあります。一体議会は、日本の未来を明るくするために何かして下さるのでしょうか。議会に日本の未来を託せるかというのが今の問題だと思います。例えば、女性の活躍を後押しする環境整備ができるのでしょうか。インフラの

更新に優先順位がつけられるのでしょうか。全部更新して将来世代につけを回すということにならないのでしょうか。生産性の低い企業に退場を促せるのでしょうか。

議会はこうしたことを率先してやることに実は向かないかもしれません。これからは、今までのような利益分配ではなくて、不利益の分配も必要になってきますが、議員はむしろ、首長がこういうことをやるんだというときに、個別利益を代表してちょっと待ってくださいという役割だったと思います。ですので、どちらかと言うと、現状維持になりがちです。これはむしろ健全なことかもしれません。率先して減量型の行革をするのではなく、その時に少数者にしわ寄せが行かないようにする。これも重要な役割だと思います。けれども、本当に少数者を守ってくださるのでしょうか、そもそも少数者とは何者なののでしょうか、という疑問もあります。住民の合意と納得を得る政策形成ができるのかというところが問われていると思います。

というわけで、議会の役割は非常に重要で、住民の皆さんに納得してもらって合意形成をして、新しい未来を作っていくような政策を生み出していく、こうした役割を期待されていますが、住民から信頼されていないとそういう役割を果たせません。やはり不利益の分配というようなことを決めていくためには、住民の皆さんが、議会の議員さんたちは私たちのことをちゃんとわかって代表してくれている、彼らが議論して、こうしましょうと決めたのだから、ちょっと痛みは伴うけれども仕方がないのではないかなと納得してくださる。けれども、信頼されていないと、あの人たちの決めたことは知らないよ、ということになってしまいます。

では、なぜ議会は信頼されないのか。色々な調査等によれば、3つほど原因があります。1つ目は、議会が自分達から遠い存在であるということです。自分たちの代表とは思えない人たちが集まって何かやっている、こういうことが1つの問題としてあります。それと関連して、2つ目は議会の決定に自分たちの住民の意見が反映されているとは思えないということです。そして、3つ目に、そもそも何をやっているのか見えない。これは、おそらく皆様方も住民から言われることだと思います。何をやっているのか見えません。すごく一生懸命やっているつもりですが、全然見えない、見てくれないということがあります。この3つがおそらく信頼をなくしている原因だと思います。

では、どうしたらいいかという、この3つを裏から見ると解決することが望まれます。この3つを裏返してみると、住民に信頼される住民代表となるために必要となる条件というのは、本当に住民、多様な住民、特に少数者を代表している、そういう議会であれば信頼される。それから、ただ単に代表しているだけではなくて、その住民の意見を審議に反映させている、政策決定に反映させているということが必要です。さらに、そういうことをやっても、せっかく良い仕事をしても見えないと評価されませんので、住民と情報を共有していく。この3つができれば信頼を獲得できるわけです。

1つずつ考えていきたいと思います。今日のシンポジウムでは、議員の多様性をどう確保するかということが1つの大きなテーマになっていますが、そもそも議会は住民を代表しているのかということがまずは大前提の問題です。選挙が実施されない、また無投票当選では住民代表とは言えません。選挙で選ばれたということが、自分たちは住民代表と言えるベースですから、そこがクリアされないと、しょうがないわけです。しかし、議員のなり手がいないということがあります。投票率も極めて低い。どんどん下がってきています。これはやはり選挙が面白くないということが1つあると思います。例えば、地区や業界を代表して議員になる、そういう議員が多いと、住民は選挙に行かない。特に都市部の新興住宅地に入ってきた住民は、こういう選挙だと行かない。

それから、選挙運動の規制が過剰であると言われていています。選挙という機会に本当は候補者と住民が忌憚なく意見交換をすべきところ、それがなかなかできていない。そのため、選挙には関心が持てないということになります。

そして最後に、住民から議会は自分たちの代表だと思ってもらえない最大の理由は議員の構成が偏っていることです。議員の偏りというのは政策の偏りに繋がっていないか？とスライドに書きましたが、繋がっていると思います。そうではないと思いたいですが、既得権代表の集団であるとしたら、大胆な政策変更は不可能です。住民を代表していないのではないかとわれてしまう。これが現状かと思います。

もう少しデータで見ていくと、無投票が増加しています。なり手不足というのと特に小規模町村の問題と考えがちです。確かに小規模町村では深刻な問題です。人口1,000人未満では、65%が無投票ですが、実は、それ以外のところでも無投票は増えていて、都道府県議会議員選挙と町村議会議員選挙は、無投票当選率がほとんど同じです。そして、市議会議員選挙でもじわじわ無投票が増えていきます。かつては1%以下だったものが3.6%まで来ています。このように、どの議会にとっても、なり手不足というのは他人事ではない問題だと思います。

無投票までいかななくても立候補者数は減っております。これは競争率が下がってきているということで、一番下の赤い線が競争率ですが、じわじわと下がってきています。そうすると、それこそ1人だけ落選する選挙区が増えてきているということになります。それに呼応するかのように、投票率もこんなに劇的に下がってきています。今はもう5割を切っているわけです。住民の5割、半分以下しか選挙に来てくれない。これはやはり住民代表機関としては困ります。代表と言えなくなってしまう。色々な原因があると思いますが、競争率が下がってきて、競争のない選挙になっているということも、大きな原因であると思います。

こういう状況で総務省の研究会からこんな報告書が出ました。皆さんよくご存知だと思います。随分その反響があって、意見が色々寄せられているようですが、町村議会はこのままでは立ち行かないから、集中専門型と多数参画型に分けてそれぞれ違うや

り方でやってみたらどうか、こういう提案がなされたわけです。これも市議会にとっても他人事ではないかもしれませんが。こうした提案を頭から否定するのではなく、この報告書もよく読んでみると色々聞くべきことは書いてあると思います。けれども、そこまで行く前にやるべきこと、できることがあるのではないかと私も思います。

実はこの報告書の2つの提案を見てみますと、2種類の改革案はかなり重なっていて、どちらを目指すにしても、こういうことを改革しましょうとなっていて。今の議会はその2つのパターンの中間ぐらいだとしたら、当然、今の議会についても当てはまる点があるということになります。その辺をまずやったらいいと思います。それによってなり手不足が解消するということになれば、別に抜本的な改革までする必要はない。同じ効果が出るなら、改革はなるべく小さくやった方が良いでしょう。外科手術の時に小さく切って済むことをごっそり切るなんてことはありません。それと同じことですから、なるべく小さな改革で済むのであれば、小さなことを積み重ねるのがいいのではないかと私は思います。

では、その地方議員の現状はというと、やはり住民の多様性を反映しているとは言い難いというところがあります。男女比を見ると、要するに9割は男性です。今日のこの会場にしてもそうですよね。圧倒的に男性社会になっています。そして、年齢については、これは面白いことに規模が小さくなるほど年齢が高くなる傾向でして、町村議会の場合は7割が60歳以上となっています。

特に日本の場合は、女性議員が少ないです。着実に伸びているわけではなく、少しずつ伸びてはいるという感じです。国会においても、衆議院では、やはり10.1%で1割を少し超えたぐらいです。今日は内閣府の男女共同参画局の資料も配布されていますが、日本の衆議院の女性議員比率は、世界193か国中158位と書いてありましたが、どんどん下がっており、今は162位です。当然、先進国中最低、世界でも最低レベルです。そういう最低レベルの女性国会議員比率ですが、それよりも私は地方議会の方がさらに深刻だと思います。というのは、諸外国を見ますと、地方議会の方でまず女性が増えています。ところが、日本の場合は、地方も国会も、ほとんど比率が変わらない。地方の方が生活に密着した身近な行政を扱っているため、当然、様々な人が参画すべきで、女性も増えてしかるべきですが、そこが衆議院並みというのが現状です。

職業分布にも偏りがあります。議員専業というのが一番左に出ていますけれども、やはりいわゆる勤め人、企業で雇われて働いている人、この人たちの声が届きにくい議会になっているということが事実です。

それで、これも総務省の研究会報告書の資料ですが、議員の多様性が低い議会ほど、なり手不足が深刻化しているのではないかというデータがあります。これを細かく見ていただければおわかりになると思いますが、人口規模が小さいところの方が女性議員の割合が低いです。そして、無投票の割合が増えている。なり手が不足しているのなら、色々な人になってもらった方がいいと思いますが、そうになっていません。

これは不思議といえば不思議ですが、非常に大きな問題だと思います。もちろん、多様性というのは男女比だけではないです。職業もありますし、特に若者の声が届かないとか、色々な問題がありますが、日本の場合、はっきり諸外国と差が大きいのは女性が少ないということなので、代表として女性を見るとこういう状況があるわけです。今、どんどん地方から若い女性がいなくなって東京圏に行ってしまう帰ってこないというデータが出ていますが、もしかしたら女性議員の少ないところから女性がいなくなるかもしれません。そうすると、女性議員の少ないところは消滅してしまうことになる。そうなる前に何とかしないとイケないと思います。

これも内閣府の資料にあるので、詳しくは申し上げませんが、今年の5月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律というのがようやくできまして、これは努力義務ですが、政党にも女性候補者の擁立を進めるために候補者数について目標を定めるなど自主的に取り組みなさいという努力義務が課せられています。地方議会の場合は、必ずしも政党化が進んでいないところもありますが、議会が積極的に新しい人材を招き入れる、こういう努力を皆様にしていただきたいと思います。

逆に、何か今までと違うタイプの人材が入ってくると、いじめるというようなことが無きにしてもあらずのようで大変残念ですし、事実とすれば言語道断ですけども、女性や若者に入ってきてもらいたいと思っている議員の方でも意外と悪気がないのに、そうした対応をしてしまっているということもありそうです。

先日、ある市議会の議長さん、議員さんとお話した時に、女性や若者にどんどん入ってきてもらいたい、入ってくるなら確かなメッセージが必要、新しい政策を考えてもらいたい、とおっしゃっているわけです。だけど、どうして、女性や若者にだけそういうことを求め、ハードルを上げるのか。あまりハードルを上げないでください。彼らも色々新しい考え方を持っていると思いますが、皆様が十分理解できるような言葉で発言できないのかもしれませんが、ですので、一見、何を考えているかわからないような人でも積極的に後押しをしてください。これは私も学生と付き合っていて日々感じるのですが、本人は色々考えているのに、表現が我々とは違うということもありますので、新しく入ってきた女性や若者に対して、少し寛容に長い目で見ていただきたいと思います。

さて、選挙制度の見直しも必要なのではないかという気がしております。選挙制度というのは、ご承知のとおり、公職選挙法で規定されている法律事項で、それぞれの議会でこういうことがいいと思ってもできません。けれども、将来的には選挙制度の選択制が導入されるかもしれませんし、そうでなくても地方議会の側からこういうのはどうだろうかというふうに、色々ご提案いただくということがすごく大事なことだと思います。ですので、選挙制度についてどう考えるかというお話を少ししたいと思います。

まずは今どうなっているのかということですが、都道府県と政令指定都市の議会に

ついて、政令指定都市は都道府県に近い制度になっているので、都道府県の方の歴史を申し上げると、1878年に府県会規則というのができて、初めて統一的な選挙制度が導入されました。その時は完全連記制で、行政区画を基準として選挙区を作りましたが、定数は様々でした。完全連記制とは、例えば定数が3だったら3人選べるという選挙制度です。そして半数改選でしたが、直接公選制が廃止された後、1899年に単記制、つまり定数が何人でも、有権者は1人しか選べませんという制度になりました。そして、全員改選となりました。実は、このときから選挙制度はほとんど変わっていません。19世紀の選挙制度を21世紀になっても使っています。その中でわりあい大きな改正があったのは、2013年で、郡と市を基準とする選挙区の設定をもう無理だということで断念した。都道府県の裁量の余地が拡大した。その結果、選挙区定数のばらつきが非常に拡大しています。そして選挙権の不平等もなかなか解消されていません。

これは都道府県議会の選挙区定数の分布ですけれども、1人区が極めて多くなってきました。それに対して、大きいところではなんと17人区というのがあります。これは鹿児島県の例ですけれども、鹿児島県は鹿児島市だけが17人区で、あとは1人区、2人区ばかりです。これで同じ選挙をやっていると言えるのでしょうか。これは制度的に破綻していると私は思います。

では一方、市区町村議会ですが、こちらはやはり1911年に、20世紀ではありますが、今と同じような単記制、1人しか選べないということになって、そのままずっときています。選挙区はなく、定数が何人であっても住民は1人しか選べない。その結果、都市部では有権者の1%以下の支持でも当選できるということで、どうも指定席になりがちな選挙となっています。

どうやって改革していくのか。これはこれから議論していくことだと思いますが、いくつかの論点を申し上げますと、戦後改革で地方自治が保障され、これだけ議会の役割が大きくなったにも関わらず、地方議会の選挙制度だけが変更されていないというのは、考えてみればおかしな話です。改革を考える際に、国会の場合は議院内閣制ですから、なるべく1つの政党が過半数を取って多数派を結成して内閣を支えるというのが必要というのは一理あると思いますが、地方議会では二元代表制ですので、その必要はないわけです。それと同時に、地方議員は地域代表なのか、個別利益の代表なのか、この辺りをよく考えておく必要があります。選挙区制は、今は都道府県と政令市の議会議員選挙では使っていますが、これもなかなか大変で、地域の居住者に共同の利益があるのかというと、どうかわかりません。選挙区画定というのも大変なことなので、これをどうするかということも1つの論点だと思います。

それからもう1つの論点は、いよいよ出てきましたけれども、議員の多様性をどのように確保するかということです。例えば、手っ取り早いのは、被選挙権年齢の引き下げであるとか、あとは兼職制限の緩和とか、立候補しやすくする、公務員の人立候補してもやめないで済むようにする、休職できるようにする。これは実は、先ほどの総務

省の研究会でも2つのタイプに共通してこういう提案がされています。そうであるなら別に新しい議会に作り変えなくても、こうしたあたりから実現していけば良いと思います。それから選挙運動規制の緩和をしていくべきだと思います。一方、なり手不足を改善するためには、議員報酬についてもちゃんともらうものはもらった方がいいと思いますし、議会の運営についても、いわゆるサラリーマンが参入しやすいような議会運営がこれから求められるようになってくるかもしれません。

ここは後でご覧いただければよいかと思いますが、私に関わった総務省の「地方議会・議員に関する研究会報告書」では、都道府県議会議員選挙については比例代表も一案ではないかということ提案しています。そして他方、市区町村議会議員選挙については比例代表というのはなかなか難しいとすれば、例えば、制限連記制というのはどうかという提案もしました。制限連記制というのは、先ほどの完全連記制と単記制の中間のような形で、例えば、定数が20人だったら2人選べるようにしたらどうか、定数が30人だったら3人選べるようにしたらどうか、こういう提案です。この程度の改革であればそんなに抵抗がないと思いますし、選挙が盛り上がる効果を期待できます。それと立候補のほうでも、グループを作って私たちの中から選んでくださいという選挙ができるようになります。つまり、グループ化がはっきりして政策本位の選挙ができるようになるのではないかと期待しているわけです。

さて、多様な議員が議会に参画したとして、その意見をどうやって政策決定に反映させていくのか、審議をどのように改革していくか、というのが大問題、次の問題になります。議会基本条例を制定されたところが多いと思います。色々議会改革に取り組んでおられる。私は議会基本条例が重要なことは議会研究者なのでわかるのですが、議会基本条例に書いてあることというのはだいたい、審議の運営の仕方をこうしましょうという話です。これは正直なところ、住民にとってどうでもいい話です。そこをいくらやっても住民には響かないです。議会改革は手段であって、その結果、政策決定がこう変わりましたというところまで行かないと、なかなか住民は評価してくれません。そこがなかなかもどかしいところだと思います。

二元代表制の下での議会の役割というのは、首長の側の権限が拡大していますので、チェック機能というのは本当に大事だと思います。けれども、これも玄人にはわかるのですけれども、こんなにチェックしているのに、住民にはわからない。予算が削減されたなんて効果があれば別ですけれども、なかなか関心を持ってもらえない。ですので、政策を作っていく能力も必要になります。

これも言わずもがなですが、議会というのは住民参加のための装置です。ですから、住民と議会が協働して行政監視をしていく、あるいは政策立案をしていく姿勢がとても大事だと思いますが、残念ながら議会の姿が見えないことが多いです。

これはたまたま1つの例ですが、汚染がずっとワースト1位だった綾瀬川を清流に戻すために、住民の方が色々提案されて、国交省が対応してプロジェクトを作ると

いう話ですが、そこに議会の姿がありません。こういう話というのは、住民の方が、これはおかしいからこうしようという提案ですから、本当は住民代表機関である議会こそが反応してやるべきだと思うのですが、なかなかそうはなっていません。

では、具体的には何をすべきか、ということですが、政策条例も必要ですが、まずは、首長の側の提案をきっちり精査して修正していく。これは本当に大事なことだと思います。その際には、公聴会を活用されるのもいいと思います。政策条例についても、住民からのアイデアをどうやって活用するかというところが重要だと思います。それぞれの議会で工夫されて、請願や陳情を受け付けられたらいいと思います。

また、行政監視についても、なるべく通年議会で通年化したらいいと思いますが、議員だけではなかなか目の届かないことがありますので、住民と協働するということが大事だと思います。そして、予算・決算審議の充実です。特に、予算と決算を連動させるといったところにも是非配慮をお願いしたいところです。既に様々な取り組みをしている議会がありますので、こうしたことを参考にさせていただいて、新しいアイデアを出していただければと思います。

私は実は、国会よりも地方議会の方が有利な点が多いと思っています。というのは、特別な事情がない限り、4年間の任期が保障されています。4年間を政策形成サイクルにできるはずですので、議会全体あるいは委員会で4年間こういうことをやろうということが考えやすいと思います。それから、少なくとも理念上は与野党対立が存在しないはずで、国会はどうしても与野党対立の軸でしか物事が見られない。日本の国会は特にひどいですよね。ですが、地方議会はそうではないはずで、そうすると行政監視の活発化も期待できるはずで、いつもこういうところでお話をさせていただく時に、国会の真似はしないでくださいと申し上げますが、国会とは違うことをどんどんなさったらいいと思います。

そして最後に、住民と情報を共有しているかということです。住民に参加してもらうためには、まずは情報共有していなければ、何も言ってもらえませんが、そこが大事です。こういうことを申し上げると、私は住民の意見をしょっちゅう聞いていますとおっしゃる議員の方が多いです。当然だと思います。ですが、それぞれの議員が個別に支持者の意見を聞いているだけでは不十分です。住民の方は、自分が知っている議員さんはよくやっているけれど、議会全体としては何だと、そういう反応が多いです。だから、議会としてちゃんとやっていますということを示した方がいいです。首長の方はどうしたって顔が見えますから、「顔の見える」首長に対して、「顔の见えない」議会では、なかなか対抗できません。そのため、議会を住民の目に見えるようにすることが極めて重要です。

そして、情報は「提供」するのではなく、「共有」していただきたいです。今はほとんどの議会がホームページを開設されていると思います。ですが、その中身が問題です。議長の挨拶だけでは誰も見ません。会議録はもちろんですが、それだけではなく

て、会議録以外の情報を整理し、伝える努力をしていただきたいです。会議録はよほど興味のある人しか読みません。それから、通年会期にして、審議をスケジュール化するとか、情報共有して、政策のサイクルを作り、自分が言ったことが本当に政策になったということになれば、次にアイデアがでてくるということになります。そうした好循環を作っていただきたいということです。これは浦幌町の例ですが、こういったことも住民参加です。

住民にもっと参加してもらいたいと思っていらっしゃると思いますが、一方的に議員から話を聞くだけでは参加の意欲がわきません。議会報告会をやっているのに、だんだん参加者が減ってしまうという話がよくありますが、やはり争点を明確にして、これについてどう思いますかということ、そして意見を出したらちゃんと政策に反映できるというような循環を作っていただきたいと思います。

1つの例として政策サポーター制度、ご覧になったことがあるかもしれませんが、こういうのも一案かと思いますが、それぞれのご事情に合わせて色々なことをなさったらいいと思います。政策サポーター制度の良いところは、政策サポーター出身の議員さんが出てきているんですね。議会とはこういうふうに使えるのだとわかれば、議員になってみようかと思いますがよ。そこが非常に重要なところだと思います。

そしてまた、報告書も是非作成していただきたいと思います。何かまとまったことをやったら、報告書を作成するということは、世の中の常識だと思いますが、なかなか作成されておりません。これは実は、国会も全然やっていません。でも日本の国会だけです、作っていないのは。だからそこは真似たらしないで、ぜひ地方議会の方が分厚い報告書を出していただいたらよいのではないかと思います。報告書には何を書くべきか、とありますけれども、行政からたくさん情報が来ますよね。そういうものを並べて見やすくするというだけでも住民にとっては大助かりです。それをぜひホームページで公開していただくと、議会はこんなことをやっているんだなということで評価も上がります。

それから議員それぞれに焦点を当てて、こんな人が議員なんですよということも知らせていただきたいと思います。日本はどうしても横並び意識が強くて、議会広報を見てもずらっと同じような顔が並んでいると思いますが、一人一人こんな人ですということを、順番に、伝えたらいいと思います。そうすると、こんなことをやっているのだとわかりますから。その辺りを考えていただきたいと思います。

さて、議会というのは社会教育の場としても極めて重要だと思います。「議員力」を向上しなさいとよく言われますが、皆さんは「住民力」も何とかしてほしいよと思っておいでになるかもしれません。ですが、それもやはり、議会を通じて住民力を向上させていくということがこれからの日本にとっては非常に大きな意味を持つことだと思います。小学生や中学生に見学してもらおうとか、それから社会科の先生を研修するとか、こういうことを実際、他の国ではやっています。そして一般市民に傍聴に来てもらっ

て意見を述べてもらう。これはそれぞれの議会の規模の違いもありますので一概には言えないかと思えますし、特に市町村議会の役割かもしれませんが、若い人たちをこれからどういうふうに参加してもらうかという意味での社会教育を是非実践していただきたいと思うわけです。ちょうど時間になりました。皆さん、ご清聴ありがとうございました。